

で、証拠等を検察審査会に送付するに当たっては、検察官は、適正な手続に則り、必要な捜査を尽くして、証拠を収集し、これを検察審査会に送付すべきものである。ところが、本件において、平成 22 年 5 月 17 日、特捜部所属の検察官が、石川を取り調べ、同日付で、本件について被告人の関与を認める内容の供述調書を作成したこと、当裁判所においては、同調書の供述の任意性を否定すべきものと判断したこと、前記検察官は、石川が被告人の関与を認める供述調書の作成に応じた経緯や動機を前記取調べにおいて供述したことを内容とする捜査報告書を作成したが、同取調べにおいて石川がそのような供述をした事実はなく、同捜査報告書の内容は事実に反するものであったこと等については、当裁判所の平成 24 年 2 月 17 日付証拠決定のとおりであり、また、関係証拠によれば、これらの供述調書と捜査報告書が 5 月 21 日付不起訴処分の後に東京第五検察審査会に送付されたことも認められる。このように、検察官が、公判において証人となる可能性の高い重要な人物に対し、任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、その取調状況について事実に反する内容の捜査報告書を作成した上で、これらを検察審査会に送付するなどということは、あってはならないことである。

しかし、証拠の内容に瑕疵があることと、手続に瑕疵があることとは別の問題である。検察官が、任意性に疑いのある供述調書や事実に反する内容の捜査報告書を作成し、検察審査会に送付したとしても、検察審査会における審査手続に違法があるとはいえず、そのことは、事実に反する内容の捜査報告書が意図的に作成された場合であっても、同様である。また、仮に、意図的に作成された事実に反する内容の捜査報告書のために、検察審査員において、重要な供述調書の信用性判断に誤りが生じ、起訴議決に至ったとしても、そのことから、検察審査会における起訴議決が無効であるとするのは、法的根拠に欠ける。

さらに、検察審査会の会議は非公開とされており、同会議の適正な運用のためには、会議の秘密を確保することが不可欠であって、検察審査員の意見の形成過程、その過程における錯誤の有無及び程度、前記捜査報告書の送付と本件起訴議決との

間の因果関係といった事柄を、本訴訟において、審理、判断の対象とすること自体が相当でない。また、検察審査会の会議においては、各検察審査員は、前記捜査報告書及び供述調書以外の証拠も含めて、総合的に証拠を評価し、ほかの検察審査員との意見交換を踏まえた上で、議決を行っていると考えられることに照らすと、このような事柄を審理、判断の対象とすることは、実行可能性にも疑問がある。

したがって、訴訟手続において、このような事実が判明した場合には、当該捜査報告書あるいは当該供述調書の証拠能力あるいは信用性を否定することによって、被告人とされた者の救済を図るべきであり、その上で、それ以外の証拠に基づいて、起訴された公訴事実について、審理、判断するのが相当である。

もっとも、弁護人は、本件起訴議決は、検察官の重大な職務犯罪を伴う偽計行為によるものであって、その瑕疵は重大であると主張しており、今後の違法捜査等抑止の見地をも考慮すべきであるとの趣旨も主張しているとうかがわれる。もちろん、検察官が、任意性に疑いのある方法で取調べを行って供述調書を作成し、また、事実に反する内容の捜査報告書を作成し、これらを送付して、検察審査会の判断を誤らせるようなことは、決して許されないことである。本件の証拠調べによれば、本件の捜査において、特捜部で、事件の見立てを立て、取調べ担当検察官は、その見立てに沿う供述を獲得することに力を注いでいた状況をうかがうことができ、このような捜査状況がその背景になっているとも考えられるところである。しかし、本件の審理経過等に照らせば、本件においては、事実に反する内容の捜査報告書が作成された理由、経緯等の詳細や原因の究明等については、検察庁等において、十分、調査等の上で、対応がなされることが相当であるというべきである。

以上のとおり、弁護人の主張を精査、検討しても、本件起訴議決に重大な瑕疵があり、本件公訴提起の手続がその規定に違反して無効になると解することはできないから、検察官の意図等の弁護人が主張している事実の存否について判断するまでもなく、公訴棄却の申立ては、理由がなく、採用することができない。

第 3 公訴事実第 1 の 1 に係る公訴棄却の申立てについて

東京第五検察審査会 平均年齢の奇々怪々

一人足し忘れ 30.9 歳 (10月4日)
 再度計算 33.91歳 (10月12日)
 就任日→議決日に変更 34.55歳 (10月13日) 1回目と全く同じ

10/20 朝日新聞朝刊特集記事 検察審 若すぎると言われても議決検察審査員の平均年齢 (議決日時点)

	最終議決日	事件	審査会名	年齢		平均
				1回目	2回目	
①	2010/1/27	明石歩道橋事故	神戸第二	53	42	47.5
②	2010/3/27	JR宝塚線脱線事故	神戸第一	47	42	44.5
③	2010/7/1	未公開株をもちかけた詐欺事件	那覇	36.9	36.2	36.55
④	2010/4/21	鳩山由紀夫氏の偽装献金事件	東京第四	52.36		52.36
⑤	2010/9/14	小沢氏の虚偽記載事件(04/05年分)	東京第五	34.55	34.55	34.55
⑥	2010/7/15	小沢氏の虚偽記載事件(07年分)	東京第一	50		50
全平均						42.9
沖縄・東京第五除く平均						47.7

異様に若い平均年齢34.55歳 有権者平均年齢50.2歳 検察審査会平均年齢42.9歳

全く別の審査員が小数点以下第2位まで同じ→確率上限りなく0に近い?

審査員は無作為に選定されたのか?

審査員は本当に存在したのか?

審査会は本当に開催されたのか?

幽霊審査会ではないのか?????

↓
 審査員選定くじ引きソフトを調査

平成 24 年 7 月 24 日

予算委員会

国民の生活が第一

森ゆうこ

(10月20日朝日新聞朝刊等から森ゆうこ事務所作成)

検察審査会法

第四十一条の六 検察審査会は、第四十一条の二の規定による審査を行つた場合において、起訴を相当と認めるときは、第三十九条の五第一項第一号の規定にかかわらず、起訴をすべき旨の議決(以下「起訴議決」という。)をするものとする。起訴議決をするには、第二十七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以上の多数によらなければならない。

○2 検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。

【2010年10月6日 読売新聞朝刊】

9月上旬には、「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。意見聴取では、東京地検特捜部の斎藤隆博副部長が1時間にわたって説明。斎藤副部長は「元秘書らの供述だけでは、小沢氏と元秘書らとの共謀を認めるのは難しい。有罪を取るには、慎重に証拠を検討することが必要です」などと、審査員らに訴えたという。

平成24年7月24日
予算委員会
国民の生活が第一
森 ゆうこ
(森ゆうこ事務所作成)

問 2010年9月14日に小沢一郎衆議院議員に対して起訴議決を行った東京第五検察審査会について、斎藤隆博東京地検特捜部副部長（当時）が、起訴議決前に当該審査会に出頭し、事件についての説明を行った際の出張記録提出を求める。

答 検察審査会が審査を行っている個別の事件について、具体的にどの検察官が、いつ、意見を述べるため、検察審査会に出席したかは、捜査機関としての具体的活動内容に関わる事柄であり、かつ、検察審査会の審査の内容に関わる事柄であることから、お答えすることは困難ですが、検察審査会法の規定に則し、当該起訴議決よりも前に、検察官が検察審査会に意見を述べるため出席したことは承知しております。

なお、東京地方検察庁に所属する職員が東京地方裁判所内の検察審査会に業務で出向いた場合、両庁舎間の距離が近距離であり、旅費の支給対象ともならないことから、出張扱いとはしておらず、いわゆる出張記録は作成しない取扱いとなっております。

法務省刑事局刑事課長

平成 24 年 7 月 24 日

予算委員会

国民の生活が第一

森ゆうこ

（法務省提出資料より ※下線は森ゆうこ事務所による）

出張管理簿

特別捜査部

平成22年4月2日

番号	旅行命令 権者認印	官職・氏名	用務	用務先	交通手段	備考	
1		齋藤隆博	<input checked="" type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	葛飾区小菅1-35-1 東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1 公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1 国税庁 千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会	<input checked="" type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
2			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input checked="" type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	葛飾区小菅1-35-1 東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1 公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1 国税庁 千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会	<input checked="" type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
3			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
4			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
5			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
6			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	
7			<input type="checkbox"/> 検事 <input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着	



※1 本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。

※2 官職・氏名、用務及び用務先欄は、用途に従い不要な文字は抹消し、また別紙を添付するなどして使用することができる。

出張管理簿

特別捜査部

平成22年7月5日

番号	旅行命令 権者認印	官職・氏名	用務	用務先	交通手段	備考
1		堀 徹	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会 東京地裁	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着 (出)
2			<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input checked="" type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>	東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会 東京地裁	<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input checked="" type="checkbox"/> その他 (徒歩)	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着 (出)
3			<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
4			<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
5			<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
6			<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着
7			<input type="checkbox"/> 事件捜査 <input type="checkbox"/> 公判立会等 <input type="checkbox"/> 裁判執行 <input type="checkbox"/> 事務打合せ <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 官用車 <input type="checkbox"/> パスモカード <input type="checkbox"/> オレンジカード <input type="checkbox"/> バスカード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自宅発 <input type="checkbox"/> 自宅着

※1 本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。

野田政権発足以降の主な対外的資金コミットの表明

表明時期	対象	表明内容
2011.10	日韓通貨スワップの拡充	570億ドル(=約4兆5,600億円)
2011.11	ASEANの連結性強化プロジェクトへの資金提供	事業規模2兆円をODA、JBIC貸付、民間資金で手当て
2011.12	インド円借款への資金供与、産業大動脈構想への融資	円借款1,342億円、産業大動脈構想への融資3,500億円[今後5年間で官民資金45億ドルを利用可能にする]
2012.04	国際通貨基金(IMF)の資金増強への拠出	600億ドル(=約4兆8,000億円)
2012.04	メコン開発支援への資金拠出	2013年度から3年間でODA6,000億円を実施
2012.04	ミャンマーの円借款延滞債権の放棄	約3,000億円を2段階に分け放棄
2012.05	アジア開発銀行(ADB)への拠出	2013年から2016年分に1,571億円を拠出
2012.05	チェンマイ・イニシアチブ拡充への拠出	拠出額を384億ドル(=約3兆720億円)積み増し
2012.05	太平洋島嶼国へのODA	2012年から3年間でODA最大5億ドル(=約400億円)を実施
2012.06	気候変動分野の支援	2013年から2015年までに30億ドル(=約2,400億円)を支援
2012.07	防災分野の途上国支援	2013年から2015年までに30億ドル(=約2,400億円)を支援
2012.07	アフガニスタン支援、周辺国支援	2012年から2016年までにアフガンに30億ドル(=約2,400億円)援助、周辺国に10億ドル(=約800億円)援助
計		16兆8,133億円

(備考)1ドル=80円として計算

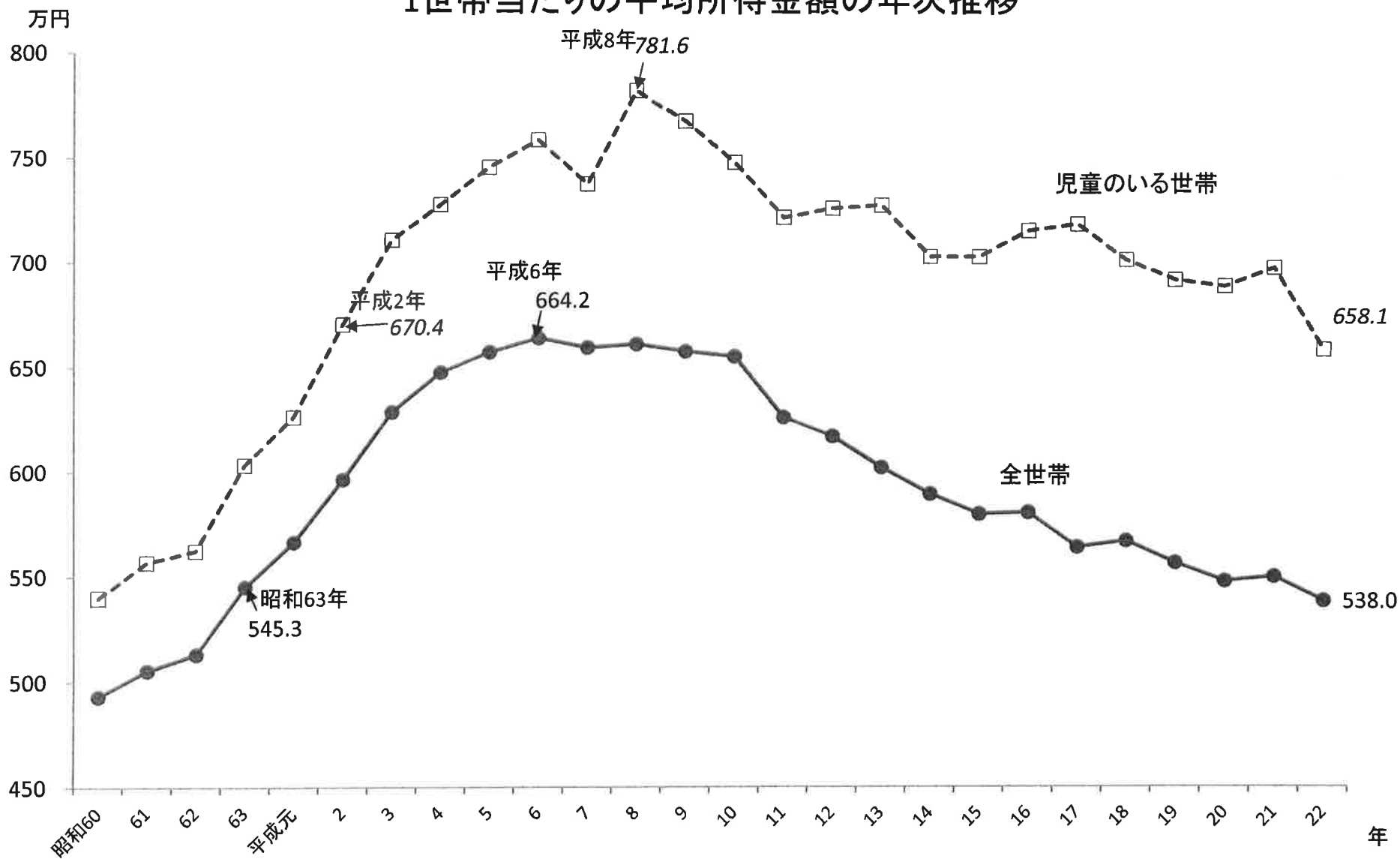
平成23年の為替介入 14兆2,970億円

合計 31兆1,103億円

平成24年7月24日
 予算委員会
 国民の生活が第一
 森 ゆうこ

(関係省庁発表、報道等により森ゆうこ事務所作成)

1世帯当たりの平均所得金額の年次推移



平成24年7月24日 予算委員会 国民の生活が第一 森 ゆうこ (厚生労働省「平成23年国民生活基礎調査の概況」等より、森ゆうこ事務所作成)

所得再分配の前後で見た子どもの貧困率の水準(2000年代中頃)

